

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第5号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事業の区分のうち異なる2以上の区分の事業を併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。第43条において同じ。）<u>又は発電事業等</u>（同号に規定する発電事業等をいう。同条において同じ。）</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事業の区分のうち異なる2以上の区分の事業を併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。第43条において同じ。）<u>発電事業等</u>（同号に規定する発電事業等をいう。同条において同じ。）<u>又は特定卸供給事業</u>（同号に規定する特定卸供給事業をいう。同条において同じ。）</p>
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等<u>及び</u>発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び</u>発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

4 [略]

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。